



平成 30 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 玉井商船株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐野 展雄
(東証第二部・コード 9127)
問合せ先 常務取締役 木原 豊
(T E L 03-5439-0260)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 16 日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決議するとともに、平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 109 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、売買単位（単元株式）を 100 株単位に統一することを目指しており、当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、単元株式を変更することとしました。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日（月）

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、株式併合及び発行可能株式数の変更に関する定款一部変更の両議案が、原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を 100 株に変更するとともに売買単位あたりの価格水準を維持し、各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、株式併合（10 株を 1 株に併合）を行なうものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の方法・比率 平成 30 年 10 月 1 日をもって、平成 30 年 9 月 30 日現在の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

- ③ 併合の効力発生日における発行株式総数
7,040,000株 (併合前 70,400,000株)
- ④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数 (平成 30 年 3 月 31 日現在)	19,320,000株
併合により減少する株式数	17,388,000株
併合後の発行済株式総数	1,932,000株

(注) 「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

⑤ 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たり純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 併合により減少する株主数

平成 30 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	2,090 名 (100.00%)	19,320,000 株 (100.00%) ※1
10 株未満所有株主	194 名 (9.28%)	264 株 (0.00%)
10 株以上所有株主	1,896 名 (90.72%)	19,319,736 株 (100.00%) ※2

(注) ※1, 2 は 自己株式 14,014 株を含んでおります。

(注) 10 株未満のみご所有の株主様は、株式併合により当社株主としての地位を失うことになります。なお、株式併合の効力発生前に、買取の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

(4) 1 株未満の端株が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端株が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端株が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 提案の理由

上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款 8 条を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 30 年 10 月 1 日をもって効力が発生する旨の附則を設け、本附則は、株式の併合の効力発生日をもって削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,040</u> 万株とする。 (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 (新 設)	第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>704</u> 万株とする。 (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 <u>附則</u> <u>本定款第 6 条及び第 8 条の変更は、平成 30 年 10 月 1 日をもって効力を生じるものとし、同日をもって本附則を削除する。</u>

(3) 変更の条件

本提示株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案及び本定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

(4) 単元株数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成30年 5 月16日
定時株主総会決議日	平成30年 6 月26日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成30年10月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成30年10月 1 日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成30年10月 1 日 (予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成30年10月1日ですが、株式売買後の振替手続の関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年9月26日となります。

以 上